

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：34310

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590243

研究課題名(和文)電子黒板と連動させたeラーニングによる体系的な中学校憲法学習プログラムの開発

研究課題名(英文)Development of the systematic Constitutional learning program in junior high school: e-learning contents available on an electoronical blackboard

研究代表者

奥野 浩之 (Okuno, Hiroyuki)

同志社大学・免許資格課程センター・准教授

研究者番号：80552067

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中学校社会科における憲法学習プログラムを開発した。本プログラムは、憲法の基本原理、基本的人権、三権分立に関するコンテンツから構成されている。これらのコンテンツについてはeラーニング化を行い、教師が電子黒板で利用することを可能にしている。さらに、学習プログラムを全国の社会科教師に活用してもらうために、Web上の学習管理システムにコンテンツとして搭載した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I developed a systematic learning program of the Constitution of Japan in junior high school social studies. It consists of each lesson on the basic principles of the Constitution, basic human rights, and separation of powers. I turned the developed lessons into e-learning contents, therefore teachers can use them on an electoronical blackboard. Additionally, in order that social studies teachers nationwide can utilize them, I loaded them on a Web-based learning management system.

研究分野：社会科学

キーワード：憲法学習 カリキュラム分析 コンテンツ設計 eラーニング 電子黒板 社会科教育 公民教育

### 1. 研究開始当初の背景

日本国憲法第 96 条に定める日本国憲法の改正に関する手続を内容とする憲法改正国民投票法が、2010 年 5 月 18 日に施行された。2014 年 6 月 20 日には、同法の一部を改正する法律が公布・施行され、投票日が施行後 4 年を経過した日 (2018 年 6 月 21 日) 以後にある国民投票においては、投票権年齢が満 18 歳以上に引き下げられることになった。

義務教育最終学年となる中学校 3 年生の憲法学習は、義務教育修了後の多様な進路を考えるならば、体系的に憲法を学習する最後の機会となるかもしれない。社会経験も少ない 18 歳の国民が憲法改正の是非を判断するにあたって、中学校社会科における憲法学習は非常に重要な意味をもってくるのである。

しかし、大学生になっても大半の学生は、对国家規範であるはずの憲法を一般の法律と同様に国民が守るべきものと考えているのが現状である。つまり、中学生で学習したはずの憲法の基本原理が全く理解できていないということである。中学生が、将来、憲法改正の是非を判断していくために、今、中学校社会科の憲法学習に関する内容編成を刷新することが求められているのである。

中学校社会科における法教育に関する先行研究は、米国の法教育を紹介し、その構成原理を明らかにしようとするものと、法曹関係者との協力のもとで個別の論点について授業開発を行ったものとに分類できる。

これらの先行研究から学ぶところは多いが、前者は、日本と米国における法制度、法に対する意識の差異のため、実際に日本で授業を開発する際には、日本における法教育として適切な方法と内容に関して考察する必要がある。後者は、協力者である法曹関係者が弁護士である場合が多いこともあって、民法の事例が紹介されている場合が多く、法教育の基礎となる憲法学習を体系的に取り上げた研究は見当たらない。憲法の基本原理から統治機構に至る日本国憲法の体系的な学習プログラムの開発は、未踏の課題として残されている。

### 2. 研究の目的

現行学習指導要領の改訂に影響を与えた 2004 年 11 月の法務省教育研究会報告書『はじめての法教育』において、法教育は「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること」と説明されている。

しかし、日本の中学校社会科の憲法学習では、条文や制度を覚える知識型の教育になってしまう傾向にある。思考型・社会参加型の教育を目指した憲法学習の実践例は、活動的な実践家や、各自治体の教育委員会の指導部から提示されている。しかし、授業時数の不

足が原因で、条文や制度を理解させることなく事例について考えさせるだけの授業になってしまっていたり、教師の憲法に対する知識不足のため、条文や制度の内容を誤って教えていたりするものが多く見受けられる。

この現況に対する解決策を与えてくれるものとして、e ラーニングが考えられる。憲法を体系的に教えるために必要な知識を提供し、適宜、動画、画像、音声により説明を加えてくれる e ラーニング用の教材は、教員の授業展開を助けるとともに、教員は生徒個々の学習の進捗状況を把握することができ、生徒にとっては、自分のペースに合わせて学習を進めていくことができる。さらに、e ラーニングはユニバーサルデザインを可能にし、音声や字幕が視覚障害や聴覚障害をもつ生徒の学習を支援する。

本研究においては、以上の点に留意しつつ、「思考型の教育」、「社会参加型の教育」としての法教育の出発点となるような憲法学習を目指して、体系的な憲法学習プログラムを開発し、e ラーニングとしての教材設計を行い、さらに、それらのコンテンツを活用する学習管理システムを構築することを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 憲法学習プログラムの開発に向けて、日本の中学校における憲法学習に関する先行研究を検討し、米国と日本の教科書、教材の収集、比較分析を行った。米国の教科書については、著作権上の問題から Houghton Mifflin Harcourt 出版社のものしか収集できなかったが、Houghton Mifflin Harcourt 出版の教科書は、アメリカ国内では、California、Florida、Georgia、Indiana、Louisiana、New York、North Carolina、Ohio、South Carolina、Tennessee、Texas などの各州、主要都市を中心にアメリカの小・中・高校の 30% 以上が使用している教科書であるため、本教材を中心に日本の中学校社会科公民的分野の教科書との比較分析を行った。また、憲法学習の現状に関して調査するため、亀岡市立育親中学校を訪問し、校長と社会科公民的分野の担当教員にインタビューを行った。亀岡市立育親中学校については、シェアの最も高い東京書籍の教科書を使用しており、授業研究にも精力的に取り組んでいることから、インタビュー先として選定した。

(2) 中学校社会科公民的分野における体系的な憲法学習プログラムの開発にあたり、憲法の基本原理、基本的人権、公共の福祉の概念、三権分立を中心とした統治機構に関するコンテンツを設計した。e ラーニングのコンテンツ設計にあたっては、教育工学の分野で研究が進んでいるインストラクショナルデザイン理論 (ID 理論) を用いた。本研究で開発する e ラーニングコンテンツは、ID の生みの親であるロバート・M・ガニエの 9 教授事

象に基づいて設計した。9教授事象とは、「1. 学習者の注意を喚起する」「2. 学習目標を知らせる」「3. 前提条件を確認する」「4. 新しい事項を提示する」「5. 学習の指針を与える」「6. 練習の機会を設ける」「7. フィードバックをする」「8. 学習の成果を評価する」「9. 学習の保持と転移を促す」である。そして、これらのコンテンツをeラーニング化し、電子黒板と連動させた個別学習・集団学習併用型の授業教材として利用できるようにした。これらのコンテンツについては、eラーニングのメリットを生かし、写真・音声・資料・アニメーション等を用いて設計されている。

(3) eラーニング化がなされたコンテンツを搭載する学習管理システムを構築した。学習管理システム上では、学習履歴の管理、掲示板機能による中学校の教員・生徒・研究者間での議論、確認テスト、レポートの提出、資料のダウンロードが可能である。学習管理システムにおいては、コストを抑えるため、オープンソースで配布されているeラーニング用システムの代表格であるMoodle(ムードル)を基盤とし、セキュリティ上の問題の解決については、eラーニング化を委託した専門業者に委託した。学習管理システムにおいては、生徒の学習履歴を管理できるだけでなく、開発したコンテンツを実際に授業で利用した場合の有効性やさらなる改善のための方法について、中学校の教員、生徒、研究者間で議論を行うことができる掲示板機能を搭載した。さらに、学習管理システム上での確認テスト、レポートの提出、資料のダウンロードを可能にしている。

#### 4. 研究成果

(1) 米国と日本の教科書を比較分析することにより、米国の教科書は日本の教科書に比べ、教材として判例を多く用いていることが分かった。2008年の中央教育審議会答申では、「これまで総合的な学習の時間で行われることが期待されていた教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中でも充実すること」としており、教科の時数増の多くの部分を、これまで総合的な学習の時間が担ってきた「活用」に充てることが期待されている。

2008年の学習指導要領改訂において、中学校社会科をみると、授業時数は295時間から350時間へと約19%増加しているが、教育内容もそれに応じて増加している。シェアが50%を越える東京書籍の教科書のページ数で比較すると、地理的分野が233頁から263頁へと約13%増加し、歴史的分野が225頁から263頁へと約17%増加し、公民的分野が207頁から215頁へと約4%増加している。実際には、時数増の部分を増加した内容に充てるほかなく、「活用」に充てる余裕はない。

亀岡市立育親中学校のインタビュー調査からも学校現場における時間数の問題が明らかになった。育親中学校の基本的な人権にお

けるカリキュラムは、「基本的な人権と個人の尊重」1時間、「平等権と共生社会」3時間、「自由権」1時間、「社会権」1時間、「人権を確保するための権利」1時間、「新しい人権」1時間、「グローバル社会と人権」1時間となっている。しかし、基礎的・基本的な知識・技能を「活用」させる授業を展開するならば各単元において倍以上の時間数が必要であるという意見であった。

本研究で開発した憲法学習プログラムでは、基礎的・基本的な知識・技能をeラーニングコンテンツで学習することによって、現行カリキュラムの中では知識習得に偏りがちである社会科憲法学習の授業を、判例を活用した思考型・社会参加型の授業に転換することを可能にした。

(2) 本研究における憲法学習プログラムは3コンテンツから構成されている。3コンテンツそれぞれの設計において、ガニエが学習心理学の知見をもとに授業構成を分析した結果導き出した、効果的な授業を作るための9種類の教師の働きかけを取り入れた。

第1回「日本国憲法の誕生」では、日本国憲法成立の社会背景とともに、日本国憲法の基本原理である三原則(基本的な人権の尊重・国民主権・平和主義)が理解できることを目指した。本単元の学習において、これまでの社会科では、当時の社会背景と切り離して三原則を教えることが多かったため、三原則の意義が十分に理解できないままになっていた。本コンテンツでは、リアルな当時の写真を通して当時の社会を知るなかで、三原則の意義を理解できるように設計した。

第2回「憲法と法律」では、憲法の基本的な人権の学習を通して、憲法の対国家規範性と公共の福祉の概念について理解できることを目指した。憲法学習において、判例を活用した授業実践をみても私人間の事件を題材としたものが多く、公共の福祉の問題と私人間効力の問題が混同されてしまっており、憲法の対国家規範性を理解するのに適した教材になっていない。本コンテンツでは、国家对私人の判例を基にした基本的な人権に関する題材を通して、対国家規範性と公共の福祉の概念について利害できるように設計した。

第3回「三権分立」では、三権の長を比較し、国会・内閣・裁判所の関係を視覚的に学習することを通して、三権分立の意義について理解できることを目指した。教科書では、国会・内閣・裁判所それぞれについて、2~3時間程度の学習を行ってから、三権分立については1時間で学習してしまう構成になっていることが多い。しかし、三権分立の学習時には、国会・内閣・裁判所の学習から時間が経ってしまっていることから、三権を一体としてとらえることができず、三権分立の意義について理解できていないことが多い。本コンテンツでは、eラーニングの特長を生かして、国会・内閣・裁判所の働きについては、

アニメーション等を用いて視覚的に短時間で学習し、三権を一体としてとらえることができるように設計した。

(3) 社会科は、社会の仕組みを知り(社会認識)、社会的な論争問題に対して意志決定できる子どもを育成する教科である。本研究では、憲法学習において、現行社会科カリキュラムの中で上記目標に到達することができるプログラムを開発した。

憲法学習の場合、集団学習で判例を活用することによって、社会的な論争問題について多様な視点から考えることが可能になる。ただ、そのためには判例を考えるための基礎的・基本的な知識・技能を事前に身につけておく必要がある。

本プログラムは、個別学習においてeラーニングで基礎的・基本的な知識・技能を身につけることができるようになっている。さらに、各コンテンツの学習後には、eラーニングで習得した基礎的・基本的な知識・技能を活用しなければならない判例を基にした教材が用意されている。集合学習では、eラーニングで既に学習したコンテンツの一部が電子黒板に反映され、判例を基にした教材について原告、被告、あるいは中立的な立場といった多様な視点から考えることが可能になる。

本プログラムの学習管理システムへは、Web上からIDとパスワードでログインすることができる。学習管理システムでは学習履歴を管理できるため、教師は生徒個々の学習の進捗状況や理解度を把握したうえで、集団学習に臨むことが可能になる。また、本プログラムは、eラーニングによってユニバーサルデザインを可能にし、音声や字幕が視覚障害や聴覚障害をもつ生徒の学習を支援する。

本研究は、電子黒板と連動させたeラーニングによる体系的な中学校憲法学習プログラムのパイロット的研究である。本プログラムの開発により、憲法学の専門家ではない中学校教員の教科内容上の問題点を克服する一つの方向性を示すことができた。また、自己学習力が十分ではない中学生に有効な個別学習と集団学習とを併用した学習プログラムを具体的に提示することができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### 〔雑誌論文〕(計1件)

奥野浩之「協調学習を取り入れた平和学習カリキュラムの開発 eラーニング教材開発に向けた憲法学習の内容編成に関する基礎研究」、『教育文化』第25号、査読あり、同志社大学社会学部教育文化学研究室、2016年、pp.16-30

#### 〔学会発表〕(計3件)

沼田潤、奥野浩之、猪池雅憲「総合的な学習の時間における国際理解の教育方法 アクティブ・ラーニングを取り入れた学習効果に着目して」第24回日本グローバル教育学会全国研究大会、2016年9月10日、広島経済大学立町キャンパス(広島県・広島市)

Jun Numata, Hiroyuki Okuno, Effective methods for moral education in Japan: Focusing on competence types and morality of human relations, The 31st International Congress of Psychology, 2016.07.28, Pacifico Yokohama (神奈川県・横浜市)

奥野浩之「中学校社会科憲法学習の内容編成に関する研究 平和学習を題材として」教育文化学会第23回年次大会、2015年9月23日、同志社大学今出川キャンパス(京都府・京都市)

#### 〔図書〕(計2件)

脇田修、大山喬平、福本伸哉、栄原永遠男、勝山清次、平雅行、村田路人、飯塚一幸、小路田泰直、小林啓治、広川禎秀、川島敏郎、豊田文雄、児玉祥一、矢野慎一、奥野浩之『日本史B 新訂版』、実教出版、2018年、印刷中

奥野浩之(文)、黒須高嶺(絵)『絵本版おはなし日本の歴史 23 日本国憲法の誕生』、岩崎書店、2016年、pp.1-40

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

#### 〔その他〕

ホームページ等

<http://sub0000528849.hmk-temp.com/moodle/>

(ログインにはIDとパスワードが必要)

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

奥野 浩之 (HIROYUKI OKUNO)

同志社大学・免許資格課程センター・准教授  
研究者番号：80552067

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし